

愛媛県庁第一別館 1 階ロビー広告付き案内板設置業務仕様書

1 業務の名称

愛媛県庁第一別館 1 階ロビー広告付き案内板設置業務

2 設置場所

愛媛県庁第一別館 1 階ロビー北側壁面

3 業務内容

行政情報（県庁周辺の公共施設案内を中心とした「周辺地図」や観光案内等を中心とした「愛媛県全域地図」など）及び広告枠が一体となった案内板を作成・設置するとともに、同広告枠に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

4 案内板の概要

(1) 案内板本体

- ・県が指定する壁面（高さ約 2600 mm、横幅約 2600 mm）に収まる大きさとする。
- ・広告枠は、全体面積の概ね 30%以下とする。
- ・1 階ロビー全体の雰囲気や色合い、デザインとする。
- ・電気を使用する場合には、省電力タイプを使用し、電源の投入・遮断が容易に行うことができるものとする。

(2) 掲出内容

- ・県民の利用に資する行政情報（公共施設、災害時の避難場所等の地図や県内観光情報等）をわかりやすく掲出すること。
- ・地図の表示等において、文字の大きさや配色などを高齢者や色覚障がい者等に配慮したものとする。
- ・掲出内容は、原則として年 1 回以上、更新すること。なお、破損または汚損に伴う改修、広告主の変更等に伴う広告の更新、行政情報等の部分的な修正は、必要の都度行うこと。
- ・掲出内容については、事前に見本を提出し、承認を得ること。

(3) 設置運用

- ・案内板は、壁面に負担の少ない方法で確実に固定するとともに、地震等の際の転倒・落下を防止するための十分な対策を講じること。
- ・案内板の制作及び設置並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事（広告掲出予定場所に現在掲示されている広報板の移設工事を含む。）は、事業者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議のうえ許可を得て実施すること。
- ・工事は、原則として開庁日の時間外又は閉庁日に行うこと。
- ・破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を事業者の責任と負担において行うこと。

(4) その他

- ・当案内板が広告事業の一環として実施していることがわかるような記載を行うこと。
- ・広告に関する一切の責任は広告掲載者にある旨の記載を行うこと。
- ・案内板の掲出内容に係る問い合わせ先は事業者である旨の記載を行うこと。
- ・愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準等を厳守すること。
- ・その他、契約書に記載する条件等を遵守すること。

5 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県と事業者が協議の上決定する。